

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「大学等における修学の支援に関する法律」等の一部改正に伴い、条例で引用している用語を改めるものです。

【法令改正の背景】

職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専修学校における教育の充実を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設等をする学校教育法の改正が行われました。これに伴い、専修学校の専門課程の在籍者の呼称等を変更する「大学等における修学の支援に関する法律」の改正が行われました。

【条例改正の内容】

条例で引用している用語を以下のとおり変更します。

- ・「学生等」 → 「学生」
- ・「学科」 → 「専門課程」
- ・「夜間学科」 → 「夜間課程」

【施行期日】

令和8年4月1日